

鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例施行規則

昭和62年3月26日鞍手町規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例(昭和62年鞍手町条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の整理料の納付)

第2条 条例第5条の規定による駐車場の整理料は、駐車の日毎前納しなければならない。ただし、月極整理料は、利用承認の際に納付するものとする。

2 既納の整理料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により、自動車を駐車させることができなくなった場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(営業行為の申請及び承認)

第3条 条例第4条ただし書の規定により鞍手駅関連施設内において営業行為を営もうとする者は、鞍手駅関連施設内営業承認申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請者に対し鞍手駅関連施設内営業承認証(様式第2号)を交付するものとする。

3 営業行為の承認を受けた者は、当該営業行為を営む場所の見やすい箇所に鞍手駅関連施設内営業承認証を貼り付けなければならない。

4 営業行為の承認期間は、2か年を限度とする。ただし、その期間は、延長することができる。その場合には、鞍手駅関連施設内営業承認期間延長申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(営業行為の不承認)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、営業行為を承認しないことができる。

- (1) 鞍手駅利用者の利便に支障を来すおそれのあるとき。
- (2) その他管理上支障があると認められるとき。

(撤去、移動の措置)

第5条 条例第7条第1項の規定により自動車等の撤去、移動等の措置を命ずるときは、自動車等の撤去・移動命令書(様式第4号)を交付して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年12月23日規則第15号）

この規則は、昭和63年1月4日から施行する。

附 則（令和元年6月20日規則第9号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

様式 省略